

接続約款変更届出書

令和7年3月24日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

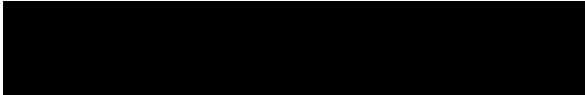
住 所 とうきょうとみなとくかいがんにっしょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 そ ふ と ば ん く かぶしきがいしゃ
ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しやちょうしつこうやくいん けん しーいーおー みやかわ じゅんいち
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実 施 期 日	令和 7 年 3 月 31 日
---------	-----------------

(SB)接続約款新旧対照表

別紙

新	旧
(接続申込みの承諾) 第 15 条 当社は、第 13 条(接続申込み)に規定する接続申込みがあったときは、次の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順序に従って別表 3(様式)様式第 7 の書面により承諾します。 (1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。 (2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。 (3) その接続申込者が、接続に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき(第 78 条(債務の履行の担保)第 1 項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下第 99 条(承諾の限界)において同じとします。)。 (4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。 <u>(5) 接続申込者が、その接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき (第 3 号に掲げる理由を除きます。)。</u> 2 当社は、その接続申込みを承諾しない場合は、書面によりその理由を通知します。 (協定上の地位の移転又は承継) 第 40 条 協定事業者が電気通信事業の全部若しくは一部を譲渡することにより、協定上の地位を移転しようとする場合又は協定事業者について合併、分割若しくは相続により協定上の地位の承継が生じる場合は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。 2 協定上の地位の移転又は承継の承諾を受けようとするときは、当該電気通信事業の全部若しくは一部を譲り受けた者又は合併後存続する法人、合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部若しくは一部を承継した法人、若しくは相続人(相続人が 2 人以上ある	(接続申込みの承諾) 第 15 条 当社は、第 13 条(接続申込み)に規定する接続申込みがあったときは、次の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順序に従って別表 3(様式)様式第 7 の書面により承諾します。 (1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。 (2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。 (3) その接続申込者が、接続に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき(第 78 条(債務の履行の担保)第 1 項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下第 99 条(承諾の限界)において同じとします。)。 (4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。 2 当社は、その接続申込みを承諾しない場合は、書面によりその理由を通知します。 (協定上の地位の移転又は承継) 第 40 条 協定事業者が電気通信事業の全部若しくは一部を譲渡することにより、協定上の地位を移転しようとする場合又は協定事業者について合併、分割若しくは相続により協定上の地位の承継が生じる場合は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。 2 協定上の地位の移転又は承継の承諾を受けようとするときは、当該電気通信事業の全部若しくは一部を譲り受けた者又は合併後存続する法人、合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部若しくは一部を承継した法人、若しくは相続人(相続人が 2 人以上ある

場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者とします。)は、これを証明する書類を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。 3 当社は、前項の規定により協定上の地位の移転又は承継の承諾を求められたときは、次の場合を除き、これを承諾します。 (1) 協定上の地位の移転又は承継の承諾をするとした場合において、第 15 条(接続申込みの承諾)第 1 項第 1 号又は第 2 号に定める事由に該当するとき。 (2) 協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が第 15 条(接続申込みの承諾)第 1 項第 3 号又は第 5 号に該当する者であるとき。 (3) 電気通信事業の全部の譲渡又は電気通信事業者の合併、分割若しくは相続について総務大臣へ届出をしていないとき。 (4) 協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が事業法第 17 条第 1 項ただし書の規定に該当するとき。 (5) 当社に対する接続に係る料金その他の債務(この約款の規定により支払いを要することとなった接続に係る料金、工事若しくは手続きに関する費用又は割増金等の債務をいいます。以下同じとします。)の支払義務等、協定上の地位の帰属が不明確であるとき。 (当社が行う協定の解除) 第 44 条 当社は、第 60 条(接続の停止)の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。 2 当社は、協定事業者が第 60 条(接続の停止)又は第 71 条の 2 (支払いの留保)に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、接続の停止又は負担すべき金額の支払いの留保をしないでその協定を解除することがあります。 3 当社は、第 1 項の規定により協定を解除するときは、予告を行います。 (接続の停止) 第 60 条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、その接続(次表の左欄の対象となる接続(以下「対象接続」といいます。))のみを停止することが技術的に困難な場合等は、その協定事業者との対象接続以外の接続を含む場合があります。以下この条において同じとします。)を停止することがあります。	場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者とします。)は、これを証明する書類を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。 3 当社は、前項の規定により協定上の地位の移転又は承継の承諾を求められたときは、次の場合を除き、これを承諾します。 (1) 協定上の地位の移転又は承継の承諾をするとした場合において、第 15 条(接続申込みの承諾)第 1 項第 1 号又は第 2 号に定める事由に該当するとき。 (2) 協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が第 15 条(接続申込みの承諾)第 1 項第 3 号に該当する者であるとき。 (3) 電気通信事業の全部の譲渡又は電気通信事業者の合併、分割若しくは相続について総務大臣へ届出をしていないとき。 (4) 協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が事業法第 17 条第 1 項ただし書の規定に該当するとき。 (5) 当社に対する接続に係る料金その他の債務(この約款の規定により支払いを要することとなった接続に係る料金、工事若しくは手続きに関する費用又は割増金等の債務をいいます。以下同じとします。)の支払義務等、協定上の地位の帰属が不明確であるとき。 (当社が行う協定の解除) 第 44 条 当社は、第 60 条(接続の停止)の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。 2 当社は、協定事業者が第 60 条(接続の停止)に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、接続の停止をしないでその協定を解除することがあります。 3 当社は、第 1 項の規定により協定を解除するときは、予告を行います。 (接続の停止) 第 60 条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、その接続(次表の左欄の対象となる接続(以下「対象接続」といいます。))のみを停止することが技術的に困難な場合等は、その協定事業者との対象接続以外の接続を含む場合があります。以下この条において同じとします。)を停止することがあります。
--	---

	<table><tr><th>区 別</th><th>期 間</th></tr><tr><td>(1) その接続に係る料金その他の債務について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。</td><td>その料金その他の債務が支払われるまでの間</td></tr><tr><td>(2) 第 77 条(債務の履行の担保に係る協議申入れ等)の規定に基づき接続申込者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われな</td><td>債務の履行の担保が行われるまでの間</td></tr><tr><td>き。</td><td></td></tr><tr><td>(3) 第 78 条(債務の履行の担保)第 1 項若しくは第 4 項に規定する債務の履行の担保について当社が定める期日までに行われな</td><td>債務の履行の担保が行われるまでの間</td></tr><tr><td>いとき。</td><td></td></tr><tr><td>(4) 第 46 条(守秘義務)又は第 51 条(維持責任)その他この約款の規定に違反したとき。</td><td>その違反の事由が解消されるまでの間</td></tr><tr><td>(5) 第 15 条(接続申込みの承諾)第 1 項第 1 号又は第 2 号に定める事由が発生したとき。</td><td>その事由が解消されるまでの間</td></tr><tr><td>(6) <u>協定事業者が、その接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき(第1欄から第3欄に掲げる理由を除きます。)</u>。</td><td><u>その違反の事由が解消されるまでの間</u></td></tr></table>	区 別	期 間	(1) その接続に係る料金その他の債務について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。	その料金その他の債務が支払われるまでの間	(2) 第 77 条(債務の履行の担保に係る協議申入れ等)の規定に基づき接続申込者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われな	債務の履行の担保が行われるまでの間	き。		(3) 第 78 条(債務の履行の担保)第 1 項若しくは第 4 項に規定する債務の履行の担保について当社が定める期日までに行われな	債務の履行の担保が行われるまでの間	いとき。		(4) 第 46 条(守秘義務)又は第 51 条(維持責任)その他この約款の規定に違反したとき。	その違反の事由が解消されるまでの間	(5) 第 15 条(接続申込みの承諾)第 1 項第 1 号又は第 2 号に定める事由が発生したとき。	その事由が解消されるまでの間	(6) <u>協定事業者が、その接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき(第1欄から第3欄に掲げる理由を除きます。)</u> 。	<u>その違反の事由が解消されるまでの間</u>	
区 別	期 間																			
(1) その接続に係る料金その他の債務について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。	その料金その他の債務が支払われるまでの間																			
(2) 第 77 条(債務の履行の担保に係る協議申入れ等)の規定に基づき接続申込者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われな	債務の履行の担保が行われるまでの間																			
き。																				
(3) 第 78 条(債務の履行の担保)第 1 項若しくは第 4 項に規定する債務の履行の担保について当社が定める期日までに行われな	債務の履行の担保が行われるまでの間																			
いとき。																				
(4) 第 46 条(守秘義務)又は第 51 条(維持責任)その他この約款の規定に違反したとき。	その違反の事由が解消されるまでの間																			
(5) 第 15 条(接続申込みの承諾)第 1 項第 1 号又は第 2 号に定める事由が発生したとき。	その事由が解消されるまでの間																			
(6) <u>協定事業者が、その接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき(第1欄から第3欄に掲げる理由を除きます。)</u> 。	<u>その違反の事由が解消されるまでの間</u>																			
2	当社は、前項の規定により接続を停止するときは、協定事業者に対して書面により、その理由、接続の停止をする日及び期間を接続の停止の 30 日前までに、接続停止費用(接続の停止に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)及び接続停止解除費用(接続																			

	<table><tr><th>区 別</th><th>期 間</th></tr><tr><td>(1) その接続に係る料金その他の債務について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。</td><td>その料金その他の債務が支払われるまでの間</td></tr><tr><td>(2) 第 77 条(債務の履行の担保に係る協議申入れ等)の規定に基づき接続申込者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われな</td><td>債務の履行の担保が行われるまでの間</td></tr><tr><td>いとき。</td><td></td></tr><tr><td>(3) 第 78 条(債務の履行の担保)第 1 項若しくは第 4 項に規定する債務の履行の担保について当社が定める期日までに行われな</td><td>債務の履行の担保が行われるまでの間</td></tr><tr><td>いとき。</td><td></td></tr><tr><td>(4) 第 46 条(守秘義務)又は第 51 条(維持責任)その他この約款の規定に違反したとき。</td><td>その違反の事由が解消されるまでの間</td></tr><tr><td>(5) 第 15 条(接続申込みの承諾)第 1 項第 1 号又は第 2 号に定める事由が発生したとき。</td><td>その事由が解消されるまでの間</td></tr></table>	区 別	期 間	(1) その接続に係る料金その他の債務について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。	その料金その他の債務が支払われるまでの間	(2) 第 77 条(債務の履行の担保に係る協議申入れ等)の規定に基づき接続申込者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われな	債務の履行の担保が行われるまでの間	いとき。		(3) 第 78 条(債務の履行の担保)第 1 項若しくは第 4 項に規定する債務の履行の担保について当社が定める期日までに行われな	債務の履行の担保が行われるまでの間	いとき。		(4) 第 46 条(守秘義務)又は第 51 条(維持責任)その他この約款の規定に違反したとき。	その違反の事由が解消されるまでの間	(5) 第 15 条(接続申込みの承諾)第 1 項第 1 号又は第 2 号に定める事由が発生したとき。	その事由が解消されるまでの間	
区 別	期 間																	
(1) その接続に係る料金その他の債務について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。	その料金その他の債務が支払われるまでの間																	
(2) 第 77 条(債務の履行の担保に係る協議申入れ等)の規定に基づき接続申込者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われな	債務の履行の担保が行われるまでの間																	
いとき。																		
(3) 第 78 条(債務の履行の担保)第 1 項若しくは第 4 項に規定する債務の履行の担保について当社が定める期日までに行われな	債務の履行の担保が行われるまでの間																	
いとき。																		
(4) 第 46 条(守秘義務)又は第 51 条(維持責任)その他この約款の規定に違反したとき。	その違反の事由が解消されるまでの間																	
(5) 第 15 条(接続申込みの承諾)第 1 項第 1 号又は第 2 号に定める事由が発生したとき。	その事由が解消されるまでの間																	
2	当社は、前項の規定により接続を停止するときは、協定事業者に対して書面により、その理由、接続の停止をする日及び期間を接続の停止の 30 日前までに、接続停止費用(接続の停止に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)及び接続停止解除費用(接続の停止の解除に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)の概算額を接続の停止までに通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 なお、協定事業者の所在が不明(電話及び郵送によってもなお協定事業者との連絡ができない状態をいいます。以下同じとします。)であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。																	
3	協定事業者は、当社が第 1 項の規定により接続を停止した場合には、接続停止費用の概算額を支払うことを要するものとし、接続の停止を解除しようとする場合には、接続停止解除費用の概算額																	

の停止の解除に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)の概算額を接続の停止までに通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

なお、協定事業者の所在が不明(電話及び郵送によってもなお協定事業者との連絡ができない状態をいいます。以下同じとします。)であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。

3 協定事業者は、当社が第 1 項の規定により接続を停止した場合には、接続停止費用の概算額を支払うことを要するものとし、接続の停止を解除しようとする場合には、接続停止解除費用の概算額を支払うことを要するものとします。

4 第 1 項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その接続の停止を速やかに(接続の形態や規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとします。)解除します。

ただし、前項に規定する接続停止費用及び接続停止解除費用の概算額が支払われなかったときは、この限りではありません。

5 当社及び協定事業者は、接続停止費用及び接続停止解除費用について、概算額と実績額との精算を行うものとします。

を支払うことを要するものとします。

4 第 1 項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その接続の停止を速やかに(接続の形態や規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとします。)解除します。

ただし、前項に規定する接続停止費用及び接続停止解除費用の概算額が支払われなかったときは、この限りではありません。

5 当社及び協定事業者は、接続停止費用及び接続停止解除費用について、概算額と実績額との精算を行うものとします。

(支払いの留保)

第 71 条の 2 当社は、協定事業者が第 60 条（接続の停止）第 1 項の表中第 1 欄、第 2 欄、第 3 欄又は第 6 欄に該当するときは、当社がその協定事業者に対し対象接続（対象接続のみに関し負担すべき金額の支払いを留保することが技術的に困難な場合等は、その協定事業者との対象接続以外の接続を含む場合があります。以下、この条において同じとします。）に関し負担すべき金額の支払いを留保することがあります。

2 当社は、前項の規定により支払いの留保をするときは、協定事業者に対して書面によりその理由をあらかじめ通知します。

ただし、協定事業者の所在が不明であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。

3 第 1 項の規定により支払いの留保をした場合において、その支払いの留保の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その支払いの留保をしていた負担すべき金額を速やかに

支払うこととします。この場合において、当社は、支払いの留保をしていた協定事業者に対し負担すべき金額には利息を付さないものとします。

(承諾の限界)

第 99 条 当社は、協定事業者(接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。)から工事又は手続き等の請求があった場合に、この約款において別段の定めがある場合のほか、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、その請求を承諾することによって保守することが著しく困難であるとき等当社の業務の遂行上支障があるとき、協定事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をその請求した協定事業者に書面により通知します。

(双務的条件)

第 100 条 協定事業者は、当社と協定を締結するときは、この約款の第 7 条(当社の接続対象地域)、第 16 条(接続用設備の設置又は改修の申込み)から第 26 条(接続用ソフトウェアの開発の中止)まで、第 29 条(瑕疵)、第 40 条(協定上の地位の移転又は承継)、第 41 条(権利及び義務の譲渡)、第 44 条(当社が行う協定の解除)、第 52 条(協定事業者の切分責任)、第 54 条(第三者への債権譲渡等)、第 56 条(相互接続通信の切断等)、第 59 条(接続の一時中断)、第 60 条(接続の停止)、第 61 条(接続の中止)、第 62 条(工事又は手続き等の停止及び中止)、第 71 条の 2 (支払いの留保)、第 73 条(期限の利益喪失)、第 74 条(相殺)、第 79 条(割増金)、第 80 条(延滞利息)、第 87 条(トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い)、第 88 条(免責)及び第 99 条(承諾の限界)において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第 7 条(当社の接続対象地域)に「事業法第 9 条又は第 13 条の規定により登録を受け又は変更された業務区域」とあるのは「事業法第 16 条の規定により届け出た業務区域」に読み替えるものとします。

2 協定事業者は、その電気通信設備の設置又は改修に要する概算額及びその内訳等の通知について、第 11 条(事前調査の回答)第 3 項に準じて取扱うこととします。

(承諾の限界)

第 99 条 当社は、協定事業者(接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。)から工事又は手続き等の請求があった場合に、この約款において別段の定めがある場合のほか、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又はその請求を承諾することによって保守することが著しく困難であるとき等当社の業務の遂行上支障があるとき、又は協定事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をその請求した協定事業者に書面により通知します。

(双務的条件)

第 100 条 協定事業者は、当社と協定を締結するときは、この約款の第 7 条(当社の接続対象地域)、第 16 条(接続用設備の設置又は改修の申込み)から第 26 条(接続用ソフトウェアの開発の中止)まで、第 29 条(瑕疵)、第 40 条(協定上の地位の移転又は承継)、第 41 条(権利及び義務の譲渡)、第 44 条(当社が行う協定の解除)、第 52 条(協定事業者の切分責任)、第 54 条(第三者への債権譲渡等)、第 56 条(相互接続通信の切断等)、第 59 条(接続の一時中断)、第 60 条(接続の停止)、第 61 条(接続の中止)、第 62 条(工事又は手続き等の停止及び中止)、第 73 条(期限の利益喪失)、第 74 条(相殺)、第 79 条(割増金)、第 80 条(延滞利息)、第 87 条(トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い)、第 88 条(免責)及び第 99 条(承諾の限界)において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第 7 条(当社の接続対象地域)に「事業法第 9 条又は第 13 条の規定により登録を受け又は変更された業務区域」とあるのは「事業法第 16 条の規定により届け出た業務区域」に読み替えるものとします。

2 協定事業者は、その電気通信設備の設置又は改修に要する概算額及びその内訳等の通知について、第 11 条(事前調査の回答)第 3 項に準じて取扱うこととします。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額	備 考
(1) 通話モード接続機能	1 秒ごとに	<u>0.054571</u> 円	(略)
(2) IMT-2000 方式 (デジタル通信モード) 接続機能	1 秒ごとに	<u>0.098227</u> 円	(略)
(3) MNP 転送機能	1 秒ごとに	<u>0.009386</u> 円	(略)
(4) メッセージ通信モード接続機能	1 通信ごとに	<u>0.484331</u> 円	(略)
(5) (略)			
(6) (略)			
(7) 00XY MVNO 回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>90</u> 円	(略)

第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 (略)

第2 網改造料

1 適用 (略)

2 料金額

網改造料は、次表のとおりとします。

2-1 算出式 (略)

2-2 年額料金の算定に係る比率

区 分	内 容
諸掛費率	(略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額	備 考
(1) 通話モード接続機能	1 秒ごとに	<u>0.053904</u> 円	(略)
(2) IMT-2000 方式 (デジタル通信モード) 接続機能	1 秒ごとに	<u>0.097027</u> 円	(略)
(3) MNP 転送機能	1 秒ごとに	<u>0.006926</u> 円	(略)
(4) メッセージ通信モード接続機能	1 通信ごとに	<u>0.499688</u> 円	(略)
(5) (略)			
(6) (略)			
(7) 00XY MVNO 回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>93</u> 円	(略)

第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 (略)

第2 網改造料

1 適用 (略)

2 料金額

網改造料は、次表のとおりとします。

2-1 算出式 (略)

2-2 年額料金の算定に係る比率

区 分	内 容
諸掛費率	(略)

設備管理費率	法定耐用年数期間内	<u>0.081</u>
	法定耐用年数経過後	<u>0.063</u>

第2表 工事費

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分			単 位	工事費の額	備 考
(1) トランスレータ変更工事費	(略)		(略)	(略)	(略)
(2) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	第4条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)
		イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごとに	<u>33.015</u> 円	(略)
(3) 00XY自動付与機能に係る設定工事費	(略)	(略)	(略)	(略)	

設備管理費率	法定耐用年数期間内	<u>0.085</u>
	法定耐用年数経過後	<u>0.068</u>

第2表 工事費

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分			単 位	工事費の額	備 考
(1) トランスレータ変更工事費	(略)		(略)	(略)	(略)
(2) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	第4条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)
		イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごとに	<u>32.350</u> 円	(略)
(3) 00XY自動付与機能に係る設定工事費	(略)	(略)	(略)	(略)	

2-2 算出式 (略)

2-3 2-2 に適用する作業単金

区 分	適 用 時 間 帯	単 位	内 容
平日昼間	9時から17時45分までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,603</u> 円
平日夜間	5時から9時までの間 及び 17時45分から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,502</u> 円
平日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>8,401</u> 円
土日祝日昼夜間	5時から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,862</u> 円
土日祝日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>8,760</u> 円

第3表 手続費
(略)

第4表 その他の費用

第1 USIM カードの利用に係る費用

区 分		単 位	形状	料 金 額	備 考
USIM カードの利用に係る費用	USIM カードの利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときに要する	1枚ごとに	Plug-in UICC(標準タイプ)、Mini-UICC(micro タイプ) 又は 4FF(nano タイプ)	<u>157</u> 円	(略)

2-2 算出式 (略)

2-3 2-2 に適用する作業単金

区 分	適 用 時 間 帯	単 位	内 容
平日昼間	9時から17時45分までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,470</u> 円
平日夜間	5時から9時までの間 及び 17時45分から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,359</u> 円
平日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>8,248</u> 円
土日祝日昼夜間	5時から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,715</u> 円
土日祝日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>8,603</u> 円

第3表 手続費
(略)

第4表 その他の費用

第1 USIM カードの利用に係る費用

区 分		単 位	形状	料 金 額	備 考
USIM カードの利用に係る費用	USIM カードの利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときに要する	1枚ごとに	Plug-in UICC(標準タイプ)、Mini-UICC(micro タイプ) 又は 4FF(nano タイプ)	<u>183</u> 円	(略)

	費用				
附則 (略)					附則 (略)
<u>附 則(令和 7 年 3 月 18 日 MKS2503170005230001)</u>					
<u>(実施期日)</u>					
<u>この改正規定は、令和 7 年 3 月 31 日から実施します。</u>					
<u>ただし、この改正規定のうち、料金表第 2 表(工事費)及び第 4 表(その他の費用)の規定は、令和</u>					
<u>7 年 4 月 1 日から実施します。</u>					